

資料2 第7次経済・社会開発5カ年計画（2011～2015年）主要方針（抄訳）

著者	矢野 順子, ケオラ スックニラン, 山田 紀彦
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	情勢分析レポート
シリーズ番号	16
雑誌名	ラオス人民革命党第9回大会と今後の発展戦略
ページ	125-145
発行年	2012
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00014699

第 7 次経済・社会開発 5 カ年計画 (2011 ~ 2015 年) 主要方針 (抄訳)

訳者：矢野順子／ケオラ・スックニラン／山田紀彦

第 1 部 第 6 次経済・社会開発 5 カ年計画 (2006 ~ 2010 年) の成果

第 8 回党大会の決議、ならびに第 6 期第 1 回国会議決にしたがって実施された第 6 次経済・社会開発 5 カ年計画 (2006 ~ 2010 年) は、全体的に大きな成果を収めた。主要目標の大半が達成され、生産・サービスがより発展したことで、国家の経済基盤が強化された。各分野における主要成果は次のとおりである。

1. マクロ経済における成果

- ・ 経済成長：マクロ経済は基本的に安定し拡大を続け、過去 5 年間における平均経済成長率は 7.9% となった (設定目標は年間 7.5% 以上)。2009/10 年度の国内総生産 (GDP) は、54 兆 2820 億キープとなり、2004/05 年度比で 1.89 倍となっている。
- ・ インフレ率：インフレ率は政府の管理により計画目標 (設定目標は 10% 未満) の範囲内に抑えることができた。具体的には、1 年目 (2005/06 年度) は 8%、その後の 4 年間は 4 ~ 5% に下がった。要約すれば 5 年間における商品価格は安定し、また年間インフレ率を経済成長より低く抑えられたため消費者の購買力が高まった。
- ・ 投資：総額 62 兆キープを達成し、第 5 次 5 カ年計画に比べ 2 倍となった。
- ・ 歳入・歳出計画の実施：5 年間における歳入は 39 兆 4360 億キープ (GDP

比 17.9%), 目標の 110%に相当した。このうち, 国内歳入は 31 兆 1680 億キープで目標の 105%に相当する。歳出は 5 年間で 49 兆 2140 億キープ (GDP 比 22.39%), 目標の 103%に相当する。財政赤字は GDP 比 4.45% で減少傾向にある。

- ・ 輸出・輸入: 輸出総額 56 億 9000 万ドルに対し, 輸入は 66 億 1000 万ドルで, 貿易赤字は 9 億 2000 万ドル (GDP 比 3.8%) であった。貿易赤字の対 GDP 比は 2001/05 年度の 10.79%から 2006/10 年度では 3.8% に減少した。

2. 主要分野・地域の成果

2.1 農村開発, 貧困削減および重点開発地域について

われわれはまず, 中央, 県, 郡の重点開発地域を決定した。そして, 党の 4 つの内容 4 つの目標にもとづき経済開発を中心に据え, 農村開発のための基層建設を行った。われわれはこの方針にもとづき, 農村のインフラ整備とともに世帯単位やグループによる商品生産を振興することで, 人民の所得創出を積極的に促進した。これによりさまざまな形態の生産グループと貯蓄グループが多数誕生した。村レベル職員 2687 人に対する短期法律研修, 地方職員 2760 人に対するクムバーン開発計画立案に関する研修を行い, 実際に 69 郡の 133 クムバーンで開発計画を作成した。同時に, 農家に定期的に栽培方法や家畜飼育方法に関する研修を実施した。政府はクムバーン開発に対して 491 事業, 1240 億キープの予算を配分した。528 村において総額 425 億 3000 万キープの運転資金を持つ村レベルの開発基金を設置した。農業振興銀行は 13 万世帯の農家に 1 兆 2840 キープを融資した。政策銀行は 6 万 5431 世帯に 8055 億 5000 万キープを融資した。貧困削減基金は, 対象 7 県の合計 21 の貧困郡, 161 のクムバーン, 1900 村に対して総額 2030 億キープの事業を実施した。総合的にみると住民の生活は徐々に改善されている。世帯の消費・支出調査によると, 貧困世帯は 2002/03 年度の 27.7%から 2009/10 年度の 20.4%に減少した。

2.2 経済分野について

われわれは必要な物的・技術的基盤の一部を構築することができた。また,

企業単位が円滑に活動するための環境を構築したことにより、各経済部門の生産・サービスが国家管理をともなう市場経済メカニズムに沿って改善され、工業化・近代化に向かっている。特筆すべきは証券市場を計画通りに設立したことである。主な成果は次のとおりである。

- (1) 5年間におけるコメの生産量は年平均290万トン、粳米で年間1人あたり470キログラムを達成し、基本的な需要に応えることができた。このほか、さまざまな商品作物の生産が各地域に広まった。たとえば、トウモロコシは一部を輸出できるまで生産量が増加した。サトウキビは生産量が2005年比で3倍となる70万3000トンに達した。コーヒー生産量は年間平均4万5194トンとなった。また、農産物加工業、パラゴムやユーカリのような工業植林も促進した。
- (2) 5つの水力発電所が完成した。ナムマン（40MW）、ナムトゥン2（1088MW）、セーセット（76MW）、ナムリーク1・2（100MW）およびナムグム2（615MW）である。この5つのダムは総発電能力は1919MWであり、年間8022GWHを発電することができる。2010年までに全世帯の72%が電気を利用できるようになった。同期間における鉱業生産は平均19.91%増加し、電力・鉱業部門の総付加価値はGDPの12.6%を占めた。
- (3) 工業部門の総付加価値は年間9.4%で成長した。製造業の事業所数は2万4331カ所で全企業数の19.2%を占める。手工芸部門は急速に拡大し、年間7～8%成長した。商業インフラが整備され農村や遠隔地への流通が拡大している。
- (4) 運輸・輸送、道路、郵便、通信、送電網など経済インフラが改善され拡大した。
- (5) 過去5年間の外国人観光客は879万人、年平均176万人となった。外国人観光客からの収入は年平均2億5804万ドルであった。

- (6) ラオス人民民主共和国と友好国および国際機関の経済協力関係は日々拡大している。われわれは、ASEAN や拡大 ASEAN との経済協力枠組みを積極的に推進し成果をあげている。世界貿易機構（WTO）への加盟準備も進んでいる。

2.3 社会分野について

多民族人民の生活を徐々に改善していくため、党と政府は文化・社会分野の開発にも取り組んできた。同時に、社会開発指数を近隣諸国や地域に近づけるため精一杯努力してきた。毎年、社会分野への国家投資率は段階的に上昇しており、以下のような顕著な成果をあげている。

- (1) 教育網は引き続き改善され拡大している。現在までに、普通教育学校は遠隔地から貧困郡に至るまで全国各地に拡大している。3～4歳児童の就学率は目標の10.4%を超え14.6%に達した。6～10歳児童の就学率は2005/06学年度の84.2%から、2009/10学年度には93%に上昇した。このほか各教育訓練学校や大学も拡大した。称賛すべきことは、民間部門の教育開発への参入が増加を続けていることである。
- (2) 公衆衛生部門では、公衆衛生ネットワークの拡大とともに、医師の養成も進んでいる。これにより、国民はより広範囲で質の高い基本的な医療サービスを楽しむようになった。有償・無償の治療サービスを実施し、健康と栄養摂取への配慮を促した。母子に対する予防接種、予防薬の分配は目標の71%を達成した。衛生的な飲料水の提供は全世界帯の78%に達した。便器の使用率も全世界帯の52%に上り、マラリア発症率は大いに減少した。平均寿命は現在64.7歳となった(女性は66.7歳,男性は62.7歳)。
- (3) 労働、社会福祉部門、労働技術開発は継続的に進められている。現在、153の労働技術開発センターと職業訓練センターがあり、7万4128人に対して職業訓練を実施した。これは計画目標を14.18%上回っている。また、計画目標を2.23%上回るラオス人労働者5万6661人に対して雇用を分配し、法律に沿って雇用者と労働者の権利と利益の保護に配慮

した。2009年にはラオス国民の11.74%が社会保険制度に加入し、保護と管理を受けている。われわれは総勢1万4446人の革命貢献者に対する支援政策を実施した。

- (4) 情報・文化部門は、FM放送電波塔を14カ所増設し全部で43カ所となった。その結果、ラジオ電波を全国土の90%に届けられるようになった。テレビ電波塔は全部で36カ所あり、全国土の70%に映像を届けることができる。ラジオ・テレビ放送の内容も現状に合うように改善され、質も上昇している。文化は、国民的、進歩的、大衆の特徴を持つ文化という方針に沿って発展している。このほか文化村を445村建設し、13万1346の文化家族を形成した。
- (5) 司法分野では、50の新しい法律草案と改正法案、20の国家主席布告、143の令、その他189の法律文書を研究し、意見を述べた。法律の普及をのべ6730村、113万821人に対して実施した。33万2731の無犯罪家族、2472の無犯罪村を設置した。さらに7895の村レベルの紛争解決グループの改善を行った。また、学士レベルの法律家を1450人、中級レベルを337人養成し、2687人に対して3カ月間の法律研修を実施した。
- (6) さまざまな種類のスポーツが広く普及し、国民の健康衛生開発に大いに貢献した。特筆すべきは首都ヴィエンチャンで、2009年に第25回SEA Gamesを主催し成功させたことである。
- (7) 国家麻薬管理取締委員会は、中央の関連組織や地方行政権力と連携し、国民に対して麻薬の防止と撲滅について教育訓練を実施した。麻薬の危険性を明確に示すと同時に、かつてケシを栽培していた地域の国民に対して、新しい職業を創出するように配慮した。

2.4 国家分野について

(1) 立法府

中央、地方レベルの行政組織と司法組織の活動に対する監視・検査メカニズムを改善した。50 の法律を改正または立案し承認した。顕著な成果は、政府、人民検察院、人民裁判所による財政規則の実施と運営に対して、6 カ月ごとに監視と検査を実施したことである。特記事項としては、国会が政府運営についての情報を人民に幅広く提供したことがあげられる。

(2) 行政

年に 2 回、政府・県知事間会合を実施することで、中央各省庁間の連携メカニズム、中央と地方の連携メカニズムを改善した。行政・公務員管理メカニズムを改善し、8 省、3 大学、首相府帰属のいくつかの機関の組織と役割を改良した。国家財政の健全性を保証するため、たとえば関税、租税、国庫業務などの財政業務を中央集権管理とした。

(3) 司法機構（人民裁判所と人民検察院）

組織構造改革と人材改革を積極的に行った。特筆すべきは、郡裁判所、郡人民検察院を地域裁判所、地域検察院へと統合したことである。また上訴裁判所、上訴人民検察院を地区裁判所、地区検察院へと改編した。さらに人民裁判所と人民検察院が職員の政治、専門知識の向上に配慮した結果、それぞれの任務の実施が改善され、敏速かつ現状に即した訴訟を保証し、公平性を高めることができた。

2.5 国防と治安

われわれは、基層レベルや各大衆組織において大衆が国防と治安維持へと参加するよう大衆を組織し動員した。そして、社会の否定的現象の解決と犯罪撲滅のための計画を実施してきた。これにより非社会的集団の問題を解決し、法律に則って犯罪者を処罰することができた。

2.6 国際関係

ラオス人民民主共和国は、地域・世界との協力枠組みに積極的かつ自主的

に参加した。すなわち、ASEAN自由貿易地域(AFTA)への参加を含むASEANとの包括的な協力、拡大ASEAN、カンボジア、ラオス、ベトナム(CLM)の開発三角地帯、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム(CLMV)、大メコン川流域圏(GMS)の枠組みにおける協力などである。このほか、第1回クラスター爆弾禁止条約締結国会議など、多くの地域・国際会議を主催した。

第2部 第7次経済・社会開発5カ年計画 (2011～2015年)の方針任務

第7次経済・社会開発5カ年計画(2011～2015年)とは、第9回党大会決議を展開するための計画である。それは2020年までに国家を最貧国から脱却させ、社会主義の目標に向かって着実に前進し続けるのに必要な基礎と条件を建設するため、継続して突破を行う計画である。突破については、書記長が党大会政治報告において掲げた4つの突破の内容をしっかりと把握しなければならない。特に、経済・社会開発計画では以下のように実施する。

- (1) 思考面における突破。第1に官僚主義的補填メカニズムの影響を完全に取り払い、国家が管理する市場経済メカニズムへと方向転換し、経済開発を中心に据えることである。さらに、経済開発と文化・社会開発間の調和を作り、生産力を力強く拡大させるため経済全部門の能力を高め、国際統合過程のなかで競争力を増強させ、継続的な発展を保証し安定と持続性を身につけることである。
- (2) 人材開発面における突破。教育の質を向上させ、教育分野と公衆衛生分野の目標達成のため投資を行うことである。知的経済の利用を高める。労働者、技術労働者の育成や、市場経済メカニズムと国際経済統合に即した経済開発に資するような実業家、管理者、経営者を育成する。労働力の利用制度を適切かつ開発の誘因となるようなものへと改革する。農業労働者から産業労働者、サービス業への転換が段階的に増加していく

よう保証する。

- (3) 行政管理体制，規則における突破。第 1 に，行政管理とサービスが効果的かつ明快なものとなるように改善しなければならない。そして法の下での平等な競争，工業化・近代化にとって好ましい状況を作り出す。連携を改善し，近代的で国際システムに合致したものとする。この分野における突破を ASEAN 経済共同体への参加，WTO 加盟への準備プロセスと連携させる。
- (4) 人民の貧困解決における突破。さまざまな資金源の発掘と特別振興政策によって，特に陸路（鉄道を含む），空路，水路交通の整備に重点をおき，経済・社会分野の基礎的なインフラを建設する。首都と各地方を連結し，またラオスと近隣諸国，世界を連結させる。同時に，電気網，遠距離通信，情報ネットワーク，水道，その他必要なものを整備する。

1. 第 7 次 5 カ年計画の総合目標

- (1) 国家経済を引き続き発展させ，安定させる。2015 年までに 1 人あたり GDP 平均を 1700 ドルとする。
- (2) 国連ミレニアム開発目標（MDGs）を達成する。2020 年に国家を最貧国から脱却させ，工業化・近代化に転換するのに必要な物的・技術的基礎を構築する。
- (3) 経済開発，文化・社会開発，自然環境保護の調和とバランスを図る。
- (4) 政治と治安，社会秩序の安定を厳格に保障する。地域や国際統合に主体的に参加する。

2. 第 7 次 5 カ年計画の目標

(1) マクロ経済

- ・GDP の年間成長率は 8% 以上とする。うち，農林業は 3.5% 増（GDP 比 23%），工業は 15% 増（GDP 比 39%），サービス業は 6.5% 増（GDP 比 38%）とする。
- ・インフレ率は経済成長率より低く，対主要通貨の為替レートは± 5% 以内

で安定させる。

- ・歳入は対GDP比19～21%を達成し、財政赤字を対GDP比3～5%にする。
- ・国家債務を対GDP比45%以下に引き下げる。
- ・貯蓄残高は年平均25.6%増とする。
- ・外貨準備高は輸入額の6カ月以上とする。

（2）マクロ経済の均衡

- ・投資の均衡：投資額は（GDPの一翻訳者）32%または127兆キープとする。このうち、国家予算10～12%、ODA24～26%、FDI50～56%、金融機関融資10～12%である。政府公共投資の構成目標は、経済分野30%、社会分野35%、インフラ（道路および建物）が35%である。社会サービスの効果を高め、確実に住民に届くようにするため、今回の5カ年計画では社会分野に対する投資比率を引き上げた。
- ・予算の均衡：5年間の歳入は対GDP比19～21%、歳出は22～25%、財政赤字を3～5%に抑制する。
- ・輸出入の均衡：開発と投資の必要性に応じた輸出入額を達成する。
- ・消費・貯蓄の均衡：金融機関における貯蓄率が対GDP比39.5%以上を確保し、国家積立金を国内歳入の2～5%以上とする。
- ・労働の均衡：2015年までの労働力需要317万人を満たすため、今後27万7000人を供給する。うち農業部門が21万人、工業部門が1万4000人、そしてサービス部門が5万3000人である。

3. 部門および地域開発の方針

3.1 経済分野

（1）農林部門

主要7平野を中心に開発を行い、わが国の農業分野における潜在的可能性を発掘する。同時に、食糧の安定や製造業の原材料を十分に確保するため、北部の小規模平野の開発に一定の配慮をする。一方、複合、クリーン、無農薬農業を振興し国内外の需要に応える。

主要目標

- ・食糧：2015年までにコメの年間生産量を420万トン（1期あたりの生産性

は4トン/ヘクタール)とする。

- ・商品生産：年間平均60万トンのコメの輸出を達成する。
- ・林業：2015年に森林被覆率が65%、390万ヘクタールの自然林の復旧と植林20万ヘクタールを達成する。

(2) 商工部門

長期に渡って原材料の国内供給が可能な製造業の開発を進めると同時に、軽工業の発展を重視する。中小企業、農村・家族企業を育成し、人民の伝統的な手工芸を広く振興する。WTO加盟や2015年のAFTAの参加に備える。

主要目標

- ・年間平均成長率は製造業12～13%、手工芸15%とする。
- ・物流額が年間11%拡大する。
- ・クムバーンにおける小売市場設置率80%を達成する。全村の30%に農村企業単位を設立する。また、大都市に近代的なショッピング・センターやスーパー・マーケットを2～3カ所建設する。

(3) エネルギー・鉱業部門

水力発電の利用と拡張を目指す。競争力があり、自然に優しいその他のエネルギーを研究・利用する。高・中圧送電網を整備する。鉱物地図を作成するための調査を実施し埋蔵量の評価を行う。未加工鉱物の輸出を削減するため、加工・半加工工場の設置を促進する。

主要目標

- ・全世界の80%が電気を利用できるように、農村・遠隔地への22KVの中圧送電線、オフ・グリッド電源の整備を行う。
- ・発電能力2865.2MWの8つの発電所を完成させる。5015MWを発電できる10カ所の大規模ダムや中小規模ダム建設の着工を目指す。
- ・主要鉱物の採掘、加工を行う。たとえば、銅地金(8万6200トン/年)、金(6トン/年)、石炭(100-200万トン/年)、銅鉱石(20万8000トン/年)、石灰(60万/年)などである。

（4）土地管理・開発部門

環境と社会への影響を最小限に抑えつつ、土地と天然資源の持続的活用を行う。ラオス国民が法律に沿って生活し、住居を建築し、生産活動ができるよう土地使用権を与える。土地を資本に転換し人民と国家繁栄の源とする。土地や天然資源に関する法律違反を防ぐ。

主要目標

- ・全国で土地分配・利用計画の作成を完了する。
- ・国家分配・利用計画にもとづき、土地の管理責任を組織または個人に付与する。
- ・100万区画に対し土地権利書を交付する。

（5）公共事業・運輸部門

公共事業・運輸部門のインフラ開発は生産、事業活動の効果を高めるとともに、近隣諸国との接続にとってもっとも重要である。工業化、近代化へ向けた初期条件を整える。

主要目標

- ・県と県、またはわが国と地域をつなぐ国道920Kmを整備する。
- ・県道を建設・改修し、重点開発地域や一部のクムバーンへの通年アクセスを確保する。
- ・ベトナムの港湾への総合輸送システムを完成させる。
- ・ワットイ空港を拡張しボーイング747型機が離着陸できるようにする。また、4県の空港（ルアンパバーン、シェンクアン、サワンナケート、チャンパーサク）にボーイング737型機が離着陸できるようにする。

（6）郵便・通信部門

郵便・通信および高速インターネットのインフラ整備を促進し、重要な産業に作り上げる。

主要目標

- ・村の90%に通信網を整備し、また17万200Kmの光ファイバー網を整備する。
- ・携帯・固定電話の利用を人口の80%に拡大する。

(7) 観光

多様な自然・文化・歴史観光を振興し、持続的かつ地域参加型のエコツーリズムへと転換する。

主要目標

- ・2015年には年間の外国人観光客数が280万人となり、3億5000万ドルの収入を創出する。
- ・自然、文化、歴史的観光地を発掘・開発し、世界遺産を2カ所、国家遺産を29カ所増やす。

3.2 社会分野

多民族人民の物質的・精神的な生活レベルを段階的に向上させ、持続的な開発を保証していくため、経済開発分野と文化・社会開発分野の調和という指針にしたがって実施する。今後5年間は以下の点に重点をおく。

(1) 村落開発と貧困解決

ミレニアム開発目標の達成を保証するため、行政サービスの改善と村落、貧困地域における国民の収入向上を特別な振興政策によって促進していくことを全体目標とする。主要な任務は、政治局が第一の指針として提示した4つの内容、4つの目標を実行するため、すべての村、クムバーン、貧困状態にある革命拠点地区をターゲットとし、強力かつ持続的な基層開発を実施することである。市場で有力、かつ地域の伝統にもとづいた商品作物の生産を振興し、各世帯が現金収入を得られるよう配慮する。農業技術サービスセンターは直接生産を指導して種や苗を提供し、農民に対して全面的な技術支援を行わなければならない。同時に、必要な基礎インフラが未整備な村落に、基礎インフラを整備しなければならない。そして、上記の村落が発展を享受して新しいコミュニティへと転換し、持続的に天然資源を利用できる新しい開発地区となるようにする。

主要目標

- ・国家の全世帯数に対する貧困世帯の割合が10%未満となるよう努力する。
- ・ひとつの郡につき1～2カ所、4つの内容、4つの目標に沿った模範村を建設する。

- ・地方の小規模村落、遠隔地の村を大きな村へと合併し、模範コミュニティをひとつの県につき1カ所建設するよう努力する。

(2) 教育と人材開発部門

教育事業と人材開発を開発における重要部門とする。教育の継続的な質的・量的拡大を保証し、引き続き国民教育制度改革を積極的に実施していく。職業訓練校と職業教育を改善し、質を高めてさまざまな職種の人材を育成する。たとえば、熟練工、技術専門家、学者、エンジニア、経営者、支配人、農林部門の専門家などを育成し、それぞれの職業部門の現実の需要とマッチさせ、彼らが定職に就き、より高い収入を得られるようにする。重要なのは、教育部門における国連ミレニアム開発目標の達成を保証しなければならないことである。

2015年までの主要目標

- ・初等教育の就学率98%を達成、前・後期中等教育の就学率75%を達成するよう努力する。
- ・多民族人民のうち15～24歳のターゲットグループにおいて、非識字撲滅99%を達成するために必要な条件を全力で整備する。
- ・経済が良好で拡大状況にあるすべての都市に職業技術訓練校を最低3カ所設置する。

(3) 公衆衛生部門

病気の予防と健康促進についての指針の実行を第一に、質の高い治療と国民への公衆衛生サービスの提供を実施することを重要事業とする。これにより、ラオス国民の健康状態を良好にし、国連ミレニアム開発目標を達成できるようにする。

主要目標

- ・新生児1万人あたりの妊産婦の死亡率を260人以下、1歳未満児の死亡率を新生児1000人あたり45人以下とする。5歳未満児の死亡率を1000人あたり70人以下とする。
- ・衛生的な飲料水の使用率が全人口の80%、便器の使用率が全人口の60%となるようにする。
- ・マラリア、結核、HIV/エイズの流行を管理する。

(4) 労働、社会福祉部門

ラオス人労働者の技術、知識、能力、経験、意識、規律を高め、彼らが適切な仕事を得られるようにし、労働者がよりよい保護と福祉を享受できるようにする。革命時に国家に貢献した人たちへの報恩感謝政策を実施し、社会保障制度をしっかりと発展させる。社会全体が不利な境遇にある人や、さまざまな災害の被害者の救済に参加するように振興していく。

主要目標

- ・今後5年間の労働需要を330万人と予測する。そのうち農業部門は70%、工業・建設・鉱業部門は7%、サービス業部門は23%である。雇用を促進し、最低27万7000人の新規労働者が労働市場に参入できるようにする。失業率が平均2%を超えないように管理する。県レベルの労働技術開発センターを最低7カ所設置する。
- ・1954年以前に革命に参加し、国家に貢献した老齢の職員に対する政策を、最低7万1000人に対して実施する。特別に障害を負った職員の100%に家を建設する。
- ・社会保障制度を県レベルに拡大し、国民の50%が健康保険を受けられるようにする。

(5) 情報・文化部門

情報部門は、党の方針と国家の法律や規則を宣伝・普及していくことに重点をおかなければならない。これにより国民が情報やニュースを享受し、新しい科学や学問、健全な生活様式についての重要な知識を得られるようにする。社会のさまざまな否定的現象と闘い、国民の美しい文化を保護し、文化が国家存続の基礎にあることを保証する。

2015年までの主要目標

- ・ラジオ放送を全国の95%で受信できるようにする。
- ・全県におけるテレビ番組の質の改善と、放送時間を少なくとも1日10時間に拡大する。受信局を拡大し、国土の80%でテレビ放送を受信できるようにする。
- ・文化村を700村以上建設し、文化家族を1万家族以上設置する。中央において公園を最低4カ所建設し、県庁所在地と郡庁所在地に各1カ所建

設する。

(6) 司法部門

新しい時代の政治任務に応えるため、法律家と法務職員の量的かつ質的な育成に重点をおく。法治国家の建設と法の下での平等についての戦略計画の実施に配慮する。敏速かつより効果的な国民へのサービス提供が行えるよう、司法分野の組織構造と業務方法、また運営規則を改善する。

主要目標

- ・民法典と刑法典の編纂、法律や必要な新しい法令の作成に重点をおく。
- ・裁判所の判決の実行を徹底する。各種証明書の発行を正確に行う。経済紛争調停の敏速化をはかり、公平性を保証する。

(7) 人口開発、男女の平等、女性、児童、青年の開発

人口分野

万人が教育に関心を持って知識と能力を高め、就労して収入を向上させられるよう促進する。同時に、健康に配慮し、道徳や愛国心を身につけ、人間開発指標の向上に関心を持つようにする。

主要目標

- ・2015年までにわれわれの国家の人口は690万人になることが予測される。1年あたりの増加率は2%である。

女性の開発、男女平等の促進

主要目標

- ・党、政府、さまざまなレベルの大衆組織の指導部への女性の参加が15%以上となるようにし、国会における女性議員の割合を30%以上にする。
- ・女性や子どもに対する差別や暴力を著しく減少させる。

児童と青年の開発

若い世代が愛国心や進歩的な世界観、人生観を持つように教育し、訓練する。勉強に関心を持ち、知識や能力を高めていけるようにする。科学や学問知識の研究に配慮し、生産やビジネスに活用できるようにする。健全な生活様式を身

につけられるようにする。

主要目標

- ・児童・青年の30%以上が児童・青年組織のメンバーとなるように努力する。
- ・2つの団結，3つの努力，4つの開発の模範青年部隊を結成し，そのうち指導児童部隊が全部隊の50%以上を占めるようにする。

(8) スポーツ部門

ラオスのスポーツ選手がプロスポーツ選手となり，地域や国際レベルに少しずつ近づけるよう育成する。多民族の伝統的スポーツを振興し発展させる。第9回国民スポーツ大会を2011年にルアンパバーン県で，第10回大会を2014年にウドムサイ県で開催する。

(9) 科学技術部門

工業化と近代化にとって科学技術は重要な役割を持つ。それゆえ研究に重点をおき，新しい成果をわれわれの国家の有力部門発掘と拡大のために利用していかなければならない。この先，特にエレクトロニクスを広く取り入れた，国家行政管理プロジェクトの実施に焦点を当てていく。ネットワークシステムを全郡と全村の20%に拡大する。国際統合の流れのなかでの競争力向上のため，知的財産の保護と商標登録を実施する。

(10) 麻薬問題の解決

われわれの国家が麻薬のない国家となるための戦略を全力で実施する。国民が安定した職に就けるよう村落開発を行う。

3.3 持続的発展，環境保護および天然資源の管理

持続的な発展を達成するために，管理と融合した知的経済の促進，天然資源の有効活用，環境保護を行わなければならない。今後開発事業が行われる25の郡においては，環境（水，土地，鉱物および空気）保護に注視し，国家環境基準を下回らないよう注意する。

3.4 企業開発

すべての経済部門が法の下に平等で、市場経済メカニズムに沿って活動できる環境を構築する。同時に、各経済部門が生産力の力強い拡大に貢献できるように法律にしたがって効果的に調整、管理を行う。経済統合のなかで競争力のあるラオス企業を育成する。

国家の経済・社会開発において、国有企業が他部門と同等の力を持てるよう、合併企業または証券化の方針に沿って国有企業を強化し近代化する。また、特に国防・治安維持、国家経済基盤を推進するのに多額な投資を必要とする分野、多部門が興味を示さない公共の分野など、必要な分野における国有企業の新設を検討する。

中小企業を含めた企業の資金へのアクセスを確保する。株式（公開）企業への転換を促進し、証券市場への上場に備える。株式市場を発展させ、国家、銀行、外国と並んだ資金調達先にする。重要なのは再移入を確保するため、国が適切な持ち率を確保することである。

3.5 地域開発

北部

ヴィエンチャン県、シェンクアン県、ウドムサイ県の開発に重点をおく。経済特区や国境経済区：ボーテン（ルアンナムター県）、トンブーン・ファイサイ（ボケオ県）、ノンハート（シェンクアン県）、およびケンタオ（サイニャブリー県）等の経済特区や国境経済区を開発する。ラオス＝中国国境から首都ヴィエンチャン、タイチャン（ベトナム）からクーア郡＝サイ郡＝ナムター郡を通りシェアンコック（ミャンマーとの国境）の北部東西経済回廊、ナムソーイ（ナーメオ、ベトナム）、ヴィエンサイ郡＝サムヌア郡（フアパン県）＝カム郡＝ポンサワン郡（シェンクアン県）＝ルアンパバーン郡（ルアンパバーン県）＝ホンサー郡＝サイニャブリー郡＝ケンタオ郡（サイニャブリー県）の南部東西経済回廊、ナムター郡＝ヴィエンブーカー郡（ルアンナムター県）＝ファイサイ郡（ボケオ県）＝パークベン郡＝グーン郡＝ファイコーン（ラオス＝タイ国境）のR3経済回廊、ラントウイーブンヌア郡（1A）、ナーモー＝ブンタイ道路を建設し活用する。

中部

中部を先導的な経済・サービスの拠点に発展させ、地域と国際統合の接点

にする。ヴィエンチャン、ポリカムサイ、カムアンおよびサワンナケート平野を国家の食糧生産と輸出基地に発展させる。8, 9, 12, 13号線沿いに経済区を整備することにより、東西および南北回廊の可能性を活かす。1D, 1E, 1F道路を整備する。国際空港・経済特区・経済特定区、サービス・生産・ロジスティクス区、国境貿易区、観光インフラなどを改修し、活用する。

南部

地域および開発の三角地帯との接点となるよう開発する。特に、チャンパーサック＝ブーンカム（カンボジア国境）、ワンタオ＝チャンパーサック＝サワン＝ベトナム国境、チャンパーサック＝セコーン＝ベトナム国境に重点をおく。縦の国道1J, 1I, 1H, 1G, 横の国道18号線, 10B, 15号線, 15Bを開発する。ボラヴェーン高原をクリーン・無農薬・高品質農業の生産拠点として開発する。

3.6 国家分野の開発

立法機関

引き続き国会機構改革を行い、特に各委員会や事務局、また選挙区国会議員委員会や同委員会事務局の組織および活動を改善して質の向上を図り、立法機関としてこれまで以上に力強い役割を果たすようにする。国家機関の憲法や法律の執行を検査する。また、質の高い法律を制定し、行政や司法の活動を監督することにより、多民族人民の権利と利益の代表としての国会の役割を強化する。

国家会計監査機構は、行政機関における予算執行の監査を定期的に行うことで役割を強化し、状況に即した問題解決方法を主体的に政府に提案する。

行政機関

簡素化、合理化、効率化という方針に沿って中央・地方行政機関の組織を改善し、徐々に近代的な行政管理方法を導入する。喫緊の課題は、政府法、地方行政法、公務員規則とその他関連法規を改正し、中央国家機関のマクロ管理能力を高めるとともに、国家から付与された任務の執行における地方の責任と主体性を向上させることである。

司法機関(人民裁判所と人民検察院)

法律の厳正かつ公正な適用を確保するため、強固な政治思想や専門知識のある人材を育成し、組織の改善に継続して取り組む。行政裁判所、労働裁判所および児童裁判所の設立を目指す。

3.7 国防・治安維持分野

社会全体による全面的な国防・治安維持路線の執行を継続する。出入国検査メカニズムと規則を改善する。新しい状況に適した人口管理を行う。社会の安全、秩序を維持する。国土と主権の防衛のため、インフラ、設備、輸送機器、武器を近代的なものへと更新する。

3.8 国際協力分野

党と国家の首尾一貫した対外政策方針を実施し、経済・社会開発と国防に資する対外環境を作り出す。地域および国際的な経済統合政策の実施に力点をおく。その際、ASEAN地域および大メコン川流域圏(GMS)における協力に重点をおく。WTO加盟へ向けた準備を継続し、2012年4月のアジア欧州会合(ASEM)主催の準備を進める。

4. 経済・社会開発計画実施のための方法

1) マクロ経済の成長と安定についての方法は以下のとおりである。

- ・全経済部門の勢力を拡大する。最低でも国内総生産の32%に達するよう社会全体からの投資を結集する。対外援助を獲得するために、全友好国、開発パートナー、すべての国際機関との協力関係を増強する。
- ・全部門と地方に対して、中央と地方の歳入発掘における責任を高める。税法を厳格に実行し、歳入漏洩問題を解決し、不法貿易を効果的に取り締まる。
- ・商業生産のために資本、予算、輸出入、貯蓄、債務問題、財政と為替、労働力、原料における均衡をともなったマクロ均衡制度を実現する。市場メカニズムに合致した価格政策を実施し、戦略商品の価格管理を行う。
- ・もっとも重要なのは、中央と地方の各部門が計画・財政規律を厳格に実施することである。国会の承認外のプロジェクトの実行を禁止する。

2) ミレニアム開発目標実施のための方法

- ・ 第1に、中央の全部門と地方が9つの開発目標の内容、特に目的、対象、指標、自らに実施責任のある活動を完璧に把握する。同時に、各自の職員や部門に対し、仕事と責任を明確に割り当てる。
- ・ 各経済部門による貧困地域の村落開発への投資特別奨励政策を、速やかに研究・施行する。
- ・ 政府の全関連機関（外務省、計画・投資省、財務省）は、国際機関と協力して目標と対象、さまざまな活動へ資金源を導入し、分配しなければならない。同時に、透明性を持ち、監視可能なかたちで人民へと資金が分配される方法を紹介しなければならない。

3) 各部門間の問題の解決と調整についての方法

- ・ 食品安全プロジェクトと清潔で無農薬による農業生産を振興していく上で、農林部門は中央と地方の各部門間の連携の要となる。また、持続的な森林利用について関連部門を管理し、連携させる。国家土地管理機構は、土地関連法を厳格に実行するため関連部門を連携させ、政策どおりに土地を分配、登録、利用する。

4) 経済・社会に対する国家管理の効果の増大

- ・ バランスのとれた簡素な組織機構をとおして、国家機構が効率的で透明性を持ち、真に国民に奉仕するものとなるように改善する。官僚主義、汚職、その他国家機構や公務員におけるさまざまな否定的現象を徹底的に撲滅する。
- ・ たとえば国会と政府によって公布された法律、規則、さまざまな方法を厳格に実行することにより、中央の各省庁や国家機構を改革し、マクロ管理を行っていく上で十分な能力を持つよう強化する。同時に、各時代の発展状況に合致するよう、さまざまな政策や法律を研究・修正し、公布する。一方、地方組織とミクロ部門単位の仕事を監視し支援する。

5) 第7次経済・社会開発5カ年計画の実施と管理級の分掌

- ・ 政府は国会に対して、国家経済・社会開発計画と国家投資計画の実施状況

を報告する。国会で決議がなされた後、国家経済・社会開発計画と国家投資計画についての首相令を公布する。

- ・計画・投資省は、政府が上記の計画についての首相令を公布したのち、国家経済・社会開発計画、国家投資計画の実施についての詳細な指示を出す。同時に、政府に対して定期的に計画の実施状況の要約、評価、報告を行う。
- ・財務省は各省庁、中央、地方組織の国家予算による公共投資プロジェクトの実行において、予算の提供と活用を管理する。また実施状況を要約し、政府に定期報告を行うために計画・投資省へ伝える。
- ・各省庁、中央、県、首都レベルの組織は、それぞれの責任領域における経済・社会開発計画と国家予算、国内民間部門と海外の投資、援助金、借款によるプロジェクトの成果を要約し、四半期ごとに計画・投資省へ報告する。

以上